

身体障害者特別措置（骨折，妊婦など一般会場での受験が難しい場合を含む）

身体障害などの理由で，特別措置を希望する方は，「1.申請方法」のとおり，申請してください。申請内容を審査の上，特別措置の可否を決定します。特別措置ができない場合は，後日，連絡します。

1. 申請方法

(1) 願書の「身体障害者特別措置」欄に，障害の種類を次の1～5の該当する番号を記入してください。

情報処理技術者試験受験願書	
独立行政法人 情報処理推進機構	2010年7月xx日提出
氏名	東京 19721014011
住所	〒113-0021 東京都文京区本駒込X-XX-X
受験会場	メゾン本駒込XX号室
受験科目	090-XXXXXX-XXXXXX
電子メールアドレス	XXXX@XXX.XXX.XX
身体障害者特別措置	

身体障害者 特別措置	
---------------	--

障害の種類

1. 肢体不自由
2. 聴覚障害
3. 視覚障害
4. 視覚障害（点字）
点字による試験区分は，原則，IP，FE，APです。
5. 1～4以外の障害
（骨折，妊婦など一般会場での受験が難しい場合を含む。）

(2) 次の書類を願書と一緒に「簡易書留」で提出してください。

身体障害者特別措置確認票（P30）
 身体障害者手帳のコピー
 （身体障害者特別措置確認票の「特別措置の項目」1～7のいずれかを希望する場合）
 確認のため，医師の診断書を提出していただくこともあります。

インターネット申込みの場合は，受験手数料支払後，3日以内に，を情報処理技術者試験センター実施グループあてに「簡易書留」で提出してください。

[提出先]

〒113-8663
 東京都文京区本駒込 2-28-8
 文京グリーンコートセンターオフィス 15階
 独立行政法人 情報処理推進機構
 IT人材育成本部 情報処理技術者試験センター
 実施グループ 願書受付係
 （特別措置確認票等 在中）

2. 注意事項

- (1) 「身体障害者特別措置」欄に番号を記入しただけで，1.(2)の書類の提出がない場合は，特別措置はできません。
- (2) 「身体障害者特別措置確認票」の作成は，「特別措置の記入上の注意について」をよく読み，受験者本人（代理記入可）が正確に記入してください。
- (3) 「固有番号・受付番号」欄には，次の番号を記入してください。
 郵便局利用の場合には，願書裏面下段の「固有番号」
 インターネット利用の場合には，申込みの際の「受付番号」
 団体経由申込みで，願書データを郵送で提出する方法，願書データを電子申請で提出する方法，願書を郵送で提出する方法の場合は，記入する必要はありません。
- (4) 「身体障害者特別措置確認票」は，提出前に，コピーをとり保管してください。
- (5) 試験会場は，指定できません。
- (6) 提出書類は，返却しません。
- (7) 機器などの貸与，あっせんはしません。
- (8) 不明な点は，あなたが受験を希望する“試験地”を担当する支部又は本部（裏表紙参照）にお問い合わせください。

3. 出願後の特別措置

出願時に特別措置の申請をしなかった方で、新たに特別措置を希望する方は、本部に電話で連絡を行い、「(1)申請方法」のとおり、申請してください。申請内容を審査の上、特別措置の可否を決定します。特別措置ができない場合は、後日、連絡します。

(1) 申請方法

次の書類を情報処理技術者試験センター実施グループあてに「簡易書留」で提出してください。

身体障害者特別措置確認票 (P30)
身体障害者手帳のコピー
(身体障害者特別措置確認票の「特別措置の項目」1~7のいずれかを希望する場合)
確認のため、医師の診断書を提出していただくこともあります。

[提出先]

〒113-8663
東京都文京区本駒込 2-28-8
文京グリーンコートセンターオフィス 15 階
独立行政法人 情報処理推進機構
IT 人材育成本部 情報処理技術者試験センター
実施グループ 願書受付係
(特別措置確認票等 在中)

(2) 注意事項

出願後の特別措置の受付期限は、8月27日(金)13:00までです。

受付期限までに連絡いただけない場合又は3.(1)の書類の提出がない場合は、特別措置はできません。
そのほかの注意事項は、「2. 注意事項」のとおりです。

特別措置の記入上の注意について

1. 時間延長

- (1) 試験時間が一般受験者より 1.5 倍に延長されます。
- (2) 試験時間の延長は、問題を「読む」こと、解答を「書く」ことに、非常に時間を要し、次の症状より重い者を対象とします。なお、身体障害が複数ある場合は、それぞれ個別に身体障害の種類及び症状の程度を審査します。

視覚障害

- a 点字受験を希望している者
- b 両眼の視力の和が、0.08 以下の者
- c 目の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90% 以上の者

上肢障害

- a 両上肢の機能障害が著しい者
- b 両上肢のすべての指を欠く者

体幹機能障害

体幹の機能障害により、座位を保つことができない又は困難な者

乳児期以前の非進行性の脳病変による上肢運動機能障害

不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限される者

- (3) 試験時間を延長する場合は、休憩時間が短縮されます。
- (4) 審査結果は、後日、書面で連絡します。

2. 点字受験

- (1) 試験問題を点字化した冊子と点字用答案用紙を用意します。
- (2) 実施する試験区分は、原則、IP、FE、APです。

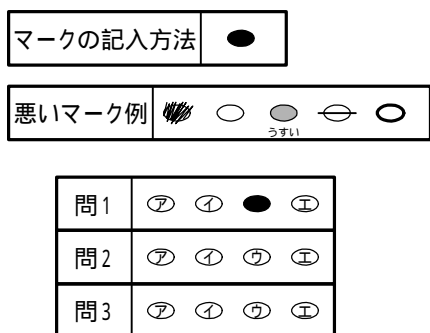
3. 拡大問題冊子

- (1) 一般試験問題（B5判）の文字を、拡大率1.4倍にしたB4判（面積倍率2倍）の問題冊子を用意します。
- (2) (1)を白黒反転させた問題冊子（B4判）を用意します。

4. 答案用紙

- (1) 答案用紙は、次の中から選択できます。
 - 一般答案用紙（マークシート形式、A4判縦長タイプ）
 - a マークシート方式で、解答を「黒くマーク」する方法です。
 - b 「マークの記入方法」のとおりマークしないと、採点されません。「マークの記入方法」のとおりマークすることが困難な方は、特別答案用紙を希望してください。
 - c 試験区分の午前、午前、午後（FE）が対象です。
 - 特別答案用紙（B4判横長タイプ）
 - a 解答群へしるしを付けることによって簡単に解答することができる方法の答案用紙です。
 - b 一般答案用紙がマークシート形式の試験について、対応します。
 - c 解答方法は、解答を「」で選択する方法です。が書けない場合は、「/」、「レ」などで選択することもできます。
 - d 試験区分の午前、午前、午後（FE）が対象です。

（一般答案用紙の様式の例、ほぼ原寸大）



（特別答案用紙の様式の例、ほぼ原寸大）

問1	ア	イ	ウ	エ
問2	ア	イ	ウ	エ
問3	ア	イ	ウ	エ

白紙答案用紙（B4判）

- a 主にワープロなどの機器を使用して解答するための答案用紙です。
 - b 解答形式によって、一般答案用紙を拡大した答案用紙を用意することがあります。
 - (2) 筆記用具は、日常、使用している筆記用具を持参してください。鉛筆以外を使用する場合は、「8. その他」欄に、筆記具名などを記入してください。
 - (3) 代理記入
 - 解答を、試験監督員が特別答案用紙へ「代理記入」する形式です。
 - 次のすべての条件に該当する方が対象となります。ただし、点字受験の方は対象となりません。
 - a 試験区分がIP、FEの者
 - b 一般答案用紙、特別答案用紙、白紙答案用紙を使用して、手書きでの解答方法が困難な者
 - c 試験時間の延長が認められた者
- 付添者の同伴が必要です。「7.付添者の入室」欄に、付添者名を記入してください。
 審査結果は、後日、書面で連絡します。

5. 機器の持込み

- (1) 機器とは、タイプライタ及びワープロです。
- (2) 身体障害の種類及び症状の程度を審査の上、次のすべての条件に該当する方が対象となります。
試験区分が、AP, ST, SA, NW, SC, SM の者
一般答案用紙, 特別答案用紙, 白紙答案用紙を使用して, 手書きでの解答方法が困難な者
試験時間の延長が認められた方及び同程度の障害者の者
- (3) 機器を持ち込む場合は, 機器の型タイプ, 必要な電源の数などについて, できるだけ詳しく記入してください。
- (4) ワープロの文字入力以外の機能(表計算, 電卓, データベース機能など)は, 使用禁止です。
- (5) 審査結果は, 後日, 書面で連絡します。

6. 試験室内の介助

試験監督員が行います。希望される介助について, できるだけ詳しく記入してください。

7. 付添者の入室

- (1) 試験時間中の付添者の入室は, 原則として認めておりません。
- (2) 試験時間中の付添者の入室を希望する方は, 付添者名, 入室時間帯, 入室理由などについて, できるだけ詳しく記入してください。

8. その他

- (1) その他の希望や持込品などについては, できるだけ具体的に記入してください。
車椅子使用
a 試験室内などで車椅子を使用する場合は, 印を付けてください。
筆談
a 筆談用の用紙を用意します。
b 聴覚障害者であって筆談を希望する方は, 「筆談」に を付けてください。
c 筆談希望者には, 試験監督員が, 口頭で説明する注意事項などを書面にしたものを用意します。

9. 駐車場

駐車場から試験室まで, 歩行補助などの介助が必要な場合は, 「8.その他」欄に, 具体的に記入してください。

駐車場を希望しても, 試験会場によって, 駐車場が用意できない場合があります。